【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月7日
【会社名】	スリーエム カンパニー (3M Company)
【代表者の役職氏名】	法律副顧問兼秘書役　グレッグ・M・ラルソン (Gregg M. Larson, Deputy General Counsel and Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター (3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　高　橋　　謙
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士　　西　田　　武
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【縦覧に供する場所】	なし

（注1）　別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「$」はアメリカ合衆国ドルを指す。
本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル＝114.11円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行の2017年2月16日現在の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。

（注2）　本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

1 【提出理由】

スリーエム カンパニー（以下「当社」という。）は、当社の3M・2016年ロングターム・インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類
新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等
（イ）発行数
5,580,401個　(発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

（注）本募集は、本プランに基づく、当社又当社の子会社若しくは関連会社（日本を除く）に所属する適格従業員3,976名に対する新株予約権証券の発行に関するものである。

（ロ）発行価格
0米ドル（0円）

（ハ）発行価額の総額
0米ドル（0円）

（ニ）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1　株式の種類

スリーエム カンパニー記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

（注）本新株予約権の目的となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が予定されている。

２　株式の内容

当社の普通株式の所有者は、株主としての一切の権利を有し、すべての議決権を行使するものとする。当社の普通株式の所有者は株主名簿記載の名義人として１株につき１議決権を有するものとする。

3　株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：5,580,401株

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

（ホ）新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個あたり175.76米ドル（20,056円）

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：
980,811,280米ドル（111,920,375,161円）

（注）2017年2月7日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値に基づく。

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

（へ）新株予約権の行使期間

自2018年2月7日至2027年2月7日

（ト）新株予約権の行使の条件

2018年、2019年、2020年の各2月7日に、3分の1ずつ均等に権利確定する。権利確定済のオプションは2027年2月7日まで行使可能となる。

また、運営者は、運営者が定めるプランに矛盾しない諸条件に基づき、ストック・オプションを業務提供者に対し付与することができる。運営者は、オプションの対象となる株式の数、各オプションの行使価格、並びにオプションの行使に適用される諸条件及び制限について決定することができる。

当社は、参加者の障害、死亡、退職、正規の休暇・休職その他、業務提供者としての参加者の地位の変更若しくはその可能性が報奨に及ぼす影響の内容について判断し、また、該当する場合は、参加者、参加者の法的代理人、管理者、後見人若しくは指定受益者が報奨に基づき行使する権利の範囲及びその期間について判断するものとする。適用法により別段の定めのある場合、又は、当社若しくは当社の書面による休暇規定により明示的に認められている場合を除き、参加者の休暇期間については、報奨の権利確定の算定上、業務期間とは認められないものとする。

本プランに矛盾する規定のある場合であっても、また、本プランに規定される調整を条件とし、一暦年中に各人に付与されるオプション及び株式評価益受益権の総数の上限を500,000株とする

（チ）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額

（リ）新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡不可

運営者が定める場合を除き、又は報奨契約に記載のある場合を除き、報奨について、売却、割当、譲渡、担保への差し入れ、又は抵当権の設定（自発的又は法律の執行によるかを問わない。）を行うことはできない。ただし、遺言又は遺産及び遺産分配法による場合、あるいは、運営者の承認のある場合は家庭関係に係る法令に基づき、報奨は、参加者の生存中は参加者によってのみ行使されるものとする。参加者という場合は、文脈上適切な限りにおいて、運営者の認める被譲渡人を含むものとする。

(3) 発行方法

当社又は当社子会社（本邦以外）の本プランに参加する適格従業員3,976名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ガテマラ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、大韓民国、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポル

トガル、ルーマニア、ロシア連邦、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金：　980,311,280米ドル（111,863,320,161円）（注）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（980,811,280米ドル（111,920,375,161円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（500,000米ドル（57,055,000)円））を控除した額である。

使途：　上記の差引手取概算額980,311,280米ドル（111,863,320,161円）は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日

2017年2月7日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

(9) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

(10)提出者の資本金の額及び発行済株式総数

（イ）資本金の額　（2016年12月31日現在）
普通株式　　9百万米ドル（1,027百万円）
払込剰余金　　5,061百万米ドル（577,511百万円）

（ロ）発行済株式総数
普通株式
596,726,278株（347,306,778株の保有自己株式を含む）